

CIM 活用業務試行要領

(趣旨)

この要領は、徳島県国土整備部及び各総合県民局国土整備部が発注する委託業務において、CIM 活用業務を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1. CIM 活用業務

CIM 活用業務とは、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図るため、建設生産・管理システムにおける測量・調査、設計等のプロセスの各段階において、CIM (Construction Information Modeling, Management) を活用した検討等を実施し、後工程のために必要な CIM モデル等を構築する業務である。

2. CIM 活用業務の対象範囲

以下に示す業務に該当するものを対象とする。

- ・徳島県測量作業共通仕様書に基づき実施する測量業務
- ・徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- ・徳島県設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務

ただし、小規模なもの及び災害復旧等の緊急性を要する業務を除く。

なお、上記の他に、発注者が必要と認めた場合は、CIM 活用業務の対象とすることができる。

3. CIM 活用業務の実施方法

業務の実施方法については、以下に基づき、3 次元モデルを活用する。活用内容については、別紙 1 「CIM 活用内容の一覧」を参考に選定するものとする。

発注者指定型については、特記仕様書に活用内容を示すものとし、受注者が希望する場合、発注者が示す以外の活用内容を提案することができる。

受注者希望型にて実施の場合は、受発注者協議において、活用内容を決定するものとする。

3 次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

詳細については、受発注者間で協議し、3. 1～3. 4により実施する。

3. 1 CIM 実施計画書の作成

3 次元モデルの活用について、以下の内容について受発注者間で協議し、CIM 実施計画書を作成する。なお、内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、CIM 実施（変更）計画書を作成する。また、作成した CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、CIM 活用業務を実施する。

- 1) 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- 2) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）
- 3) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 4) 3次元モデルの作成担当者
- 5) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

3. 2 CIM 実施報告書の作成

CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したCIM 実施報告書を作成する。

- 1) 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- 2) 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- 3) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- 4) 成果物
- 5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

3. 3 成果の納品

CIM 実施計画書（変更含む）、CIM 実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

3. 4 CIM 活用業務の確認

発注者は、受注者が3次元モデルを作成・活用するにあたって、以下の内容を確認する。

- 1) 3次元モデルの作成内容の確認
 - ・測地系、単位系が正しく設定されているか
 - ・構造物等が正しい位置に配置されているか
 - ・無償ビューワーで3次元モデルを閲覧可能か
 - ・CIM 実施計画書で示した3次元モデルが作成されているか
- 2) 実施報告書の記載内容の確認
 - ・実施概要、効果の結果等が記載されているか
 - ・引継事項が記載されているか（対応する無償ビューワーの種類、活用時の注意点等）
 - ・2次元図面と3次元モデルの整合に関する情報が記載されているか

3) 電子成果品の納品内容の確認

- ・各電子納品要領に基づき CIM フォルダが作成されているか
- ・納品された 3 次元モデルは、オリジナルデータの他、IFC 又は J-LandXML のデータ形式で格納されているか

4. CIM 活用業務の発注方法

CIM 活用業務については、発注者は特記仕様書に明記する。

なお、CIM 活用業務は、以下の発注方式を標準とする。ただし、先行工程の 3 次元データに関する成果品が納品されている場合業務においては、原則として CIM 活用業務としていざれかの発注方式を適用する。

4. 1 発注者指定型

発注者の指定により 3 次元モデルの活用を行う場合に適用する。

4. 2 受注者希望型

契約後において、受注者から 3 次元モデルの活用希望があった場合に適用する。

発注者指定型を適用するものを除き、大規模事業や重要構造物等※の業務（測量業務

- ・地質調査業務を含む）については、受注者希望型での発注を原則とする。なお、詳細設計業務については、全て適用とする。

※重要構造物

函渠工(樋門・樋管含む)、躯体工(橋台)、RC 躯体工(橋脚)、橋脚フーチング工、RC擁壁、砂防堰堤、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工 等

5. 業務費の積算

CIM 活用業務による費用は、活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び 3 次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることを鑑み、受注者から見積を徴収して設計変更時に計上するものとする。

また、受注者からの提案を積極的に受け入れ、活用することを基本としているが、発注者が費用負担する場合は、発注者が活用効果等を確認のうえ必要と判断したものに限ることに留意する。

6. CIM 活用業務の推進のための措置

6. 1 委託業務成績評定

CIM 活用業務を実施した場合は、委託業務成績評定で加点する。

(1) 評定者

現場監督員、検査員

(2) 評価細目

プロセス評価>専門技術力>業務執行技術力>十分な技術力>「・新たな、高度な調査・解析の手法・技術に十分対応できる能力を有していた。」を評価する。

7. アンケート調査

受注者は、CIM 活用業務の実施にあたり、業務完了検査までにアンケート調査に協力しなければならない。

「CIM 活用業務試行要領」について 徳島県 HP :

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

8. その他

業務実施において国土交通省HP記載の関連する要領等を参考とすることとし、本要領に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

本要領は、令和6年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う委託業務から適用する。

本要領は、令和7年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う委託業務から適用する。

ただし、受発注者間での協議の上で、既に契約中の業務に適用することも可とする。